

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条 第四十六条の二）</p> <p>第三章 審査（第四十七条 第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条 第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条 第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第百条 第百六条）</p> <p>第三節 特許料（第百七条 第百十二条の三）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章 審判（第百二十一条 第百七十条）</p> <p>第七章 再審（第百七十一条 第百七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第百七十八条 第百八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第百八十四条の三 第百八十四条の四）</p> <p>第十章 雑則（第百八十五条 第百九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第百九十六条 第二百四条）</p> <p>附則</p> <p>（期間の延長等）</p> <p>第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>（代理権の範囲）</p> <p>第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二十八条）</p> <p>第二章 特許及び特許出願（第二十九条 第四十六条）</p> <p>第三章 審査（第四十七条 第六十三条）</p> <p>第三章の二 出願公開（第六十四条 第六十五条）</p> <p>第四章 特許権</p> <p>第一節 特許権（第六十六条 第九十九条）</p> <p>第二節 権利侵害（第百条 第百六条）</p> <p>第三節 特許料（第百七条 第百十二条の三）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章 審判（第百二十一条 第百七十条）</p> <p>第七章 再審（第百七十一条 第百七十七条）</p> <p>第八章 訴訟（第百七十八条 第百八十四条の二）</p> <p>第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第百八十四条の三 第百八十四条の四）</p> <p>第十章 雑則（第百八十五条 第百九十五条の四）</p> <p>第十一章 罰則（第百九十六条 第二百四条）</p> <p>附則</p> <p>（期間の延長等）</p> <p>第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>（代理権の範囲）</p> <p>第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を</p>

有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

(職務発明)

第三十五条 (略)

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定め、無効とする。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定められたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

5 前項の対価についての定めがない場合又はその定められたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

(職務発明)

第三十五条 (略)

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定め、無効とする。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4 前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

(先願)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合(第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願(第四十四条第二項(第四十六条第五項において準用する場合を含む。))の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。)に係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。)において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定められた出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

5・8 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 (略)

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願若しくは第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願又は実用新案法第十一条第一項において準用するこの法律第四十四

(先願)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定められた出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

5・8 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 (略)

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案法第十一条第一項において準用するこの法律第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案

条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

三〇五 (略)
二〇四 (略)

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。この場合においては、その実用新案権を放棄しなければならない。

一 その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から三年を経過したとき。

二 その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者から実用新案法第十二条第一項に規定する実用新案技術評価(次号において単に「実用新案技術評価」という。)の請求があったとき。

三 その実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者がした実用新案技術評価の請求に係る実用新案法第十三条第二項の規定による最初の通知を受けた日から三十日を経過したとき。

四 その実用新案登録について請求された実用新案法第三十七条第一項の実用新案登録無効審判について、同法第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

2| 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるもの限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものと

登録出願若しくは実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

三〇五 (略)
二〇四 (略)

みなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第四項、第三十六条の二第二項、第四十一条第四項、第四十三条第一項（第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3) 第一項の規定による特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第三号に規定する期間を経過するまでにその特許出願をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその特許出願をすることができる。

4) 実用新案権者は、専用実施権者、質権者又は実用新案法第十条第三項において準用するこの法律第三十五条第一項、実用新案法第十八条第三項において準用するこの法律第七十七条第四項若しくは実用新案法第十九条第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による特許出願をすることができる。

5) 第四十四条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による特許出願をする場合に準用する。

（出願審査の請求）

第四十八条の三（略）

2 第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、前項の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から三十日以内に限り、出願審査の請求をすることができる。

3・4（略）

（出願審査の請求）

第四十八条の三（略）

2 第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願又は第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願については、前項の期間の経過後であつても、その特許出願の分割又は出願の変更の日から三十日以内に限り、出願審査の請求をすることができる。

3・4（略）

(手数料)
第百九十五条 (略)
2) 6 (略)
7 前二項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
8) 12 (略)

(手数料)
第百九十五条 (略)
2) 6 (略)
7 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
8) 12 (略)

改正案	現行
<p>（手続の補正） 第二条の二（略） 2（略） 3 第一項の規定にかかわらず、第十四条の二第一項の訂正に係る訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面については、その補正をすることができない。 4・5（略） （手続の却下） 第二条の三 特許庁長官は、前条第四項、第六条の二又は第十四条の三の規定により手続の補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる。</p> <p>（実用新案登録出願等に基づく優先権主張） 第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。</p> <p>一（略） 二 先の出願が第十一条第一項において準用する特許法第四十条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第十条第一項若しくは第二項の</p>	<p>（手続の補正） 第二条の二（略） 2（略） 3・4（略） （手続の却下） 第二条の三 特許庁長官は、前条第三項又は第六条の二の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項又は同条の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる。</p> <p>（実用新案登録出願等に基づく優先権主張） 第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。</p> <p>一（略） 二 先の出願が第十一条第一項において準用する特許法第四十条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第十条第一項若しくは第二項の</p>

規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願若しくは同法第四十六条の第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合

三〇五 (略)

二〇四 (略)

(出願の変更)

第十条 特許出願人は、その特許出願(特許法第四十六条の第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願(同法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。))の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。))を除く。))を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその特許出願の日から九年六月を経過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願(意匠法第十三条第五項において準用する同法第十条の第二項の規定により特許法第四十六条の第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる意匠登録出願(意匠法第十条の第二項の規定により当該意匠登録出願の時にしたものとみなされるものを含む。))を除く。))を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から九年六月を経過した後は、この限りでない。

三〇九 (略)

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 (略)

規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願である場合

三〇五 (略)

二〇四 (略)

(出願の変更)

第十条 特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその特許出願の日から五年六月を経過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から五年六月を経過した後は、この限りでない。

三〇九 (略)

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 (略)

- 2| 前項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても、
| することができる。ただし、実用新案登録無効審判により無効
| にされた後は、この限りでない。
- 3| 前二項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求は、そ
| の実用新案登録に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定
| による特許出願がされた後は、することができない。
- 4| 特許庁長官は、第一項の規定による請求があつたときは、審
| 査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書（以下「実用
| 新案技術評価書」という。）を作成させなければならない。
- 5| 6| （略）
- 7| 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から第一項の
| 規定による請求があつた後に、その請求に係る実用新案登録（
| 実用新案登録出願について同項の規定による請求があつた場合
| におけるその実用新案登録出願に係る実用新案登録を含む。）
| に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定による特許出願
| がされたときは、その請求は、されなかつたものとみなす。こ
| の場合において、特許庁長官は、その旨を請求人に通知しなけ
| ればならない。

第十三条 （略）

- 2| 特許庁長官は、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない
| 者から実用新案技術評価の請求があつたときは、その旨を実用
| 新案登録出願人又は実用新案権者に通知しなければならない。
- 3| 特許庁長官は、実用新案技術評価書の作成がされたときは、
| その謄本を、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者で
| あるときは請求人に、請求人が実用新案登録出願人又は実用新
| 案権者でないときは請求人及び実用新案登録出願人又は実用新
| 案権者に送達しなければならない。

- 2| 特許庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、審査
| 官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書（以下「実用新
| 案技術評価書」という。）を作成させなければならない。
- 3| 第一項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても
| 請求することができる。ただし、実用新案登録無効審判により
| 無効にされた後は、この限りでない。

4| 5| （略）

第十三条 （略）

(実用新案権の設定の登録)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

一 三 (略)

四 願書に添付した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容

五 七 (略)

4 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回に限りすることができる。

一 第十三条第三項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があつた日から二月を経過したとき。

二 実用新案登録無効審判について、第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

3 第一項の訂正は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面(前項第二号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4 第一項の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

5 特許法第四条の規定は、第一項第一号に規定する期間に準用する。

(実用新案権の設定の登録)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

一 三 (略)

四 願書に添付した明細書に記載した考案の名称及び図面の簡単な説明、実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容

五 七 (略)

4 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二

- 6| 第一項の訂正をする者がその責めに帰することができない理由により同項第一号に規定する期間を経過するまでにその訂正をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその訂正をすることができ⁹る。
- 7| 実用新案権者は、第一項の訂正をする場合のほか、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。
- 8| 第一項及び前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができ⁹る。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない。
- 9| 第一項又は第七項の訂正をするには、訂正書を提出しなければなら⁹ない。
- 10| 第一項の訂正をするときは、訂正書に訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を添付しなければならない。
- 11| 第一項又は第七項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。
- 12| 第一項又は第七項の訂正があつたときは、第一項の訂正にあつては訂正した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容を、第七項の訂正にあつてはその旨を、実用新案公報に掲載しなければなら⁹ない。
- 13| 特許法第二百二十七条及び第三百三十二条第三項の規定は、第一項及び第七項の場合に準用する。

- 2| 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができ⁹る。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。
- 2| 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができ⁹る。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない。
- 3| 第一項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。
- 4| 第一項の訂正があつたときは、その旨を実用新案公報に掲載しなければなら⁹ない。
- 5| 特許法第二百二十七条及び第三百三十二条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

(訂正に係る補正命令)

第十四条の三 特許庁長官は、訂正書(前条第一項の訂正に係るものに限る。)の提出があつた場合において、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができ、

一 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が第五条第六項第四号又は第六条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

(存続期間)

第十五条 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもつて終了する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許法第二百二十三条第一項の特許無効審判(以下この項において単に「特許無効審判」という。)の請求の登録前に、特許が同項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている

(存続期間)

第十五条 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から六年をもつて終了する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号の「」に該当する者であつて、特許法第二百二十三条第一項の審判の請求の登録前に、特許が同項各号の「」に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実

発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 (略)

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についてした第十四条の二第一項又は第七項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

(登録料)

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年二千五百円につき百円を加えた額

用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許法第二百三十三条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 (略)

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についてした第十四条の二第一項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

(登録料)

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年七千六百円につき七百円を加えた額

第四年から 第六年まで	毎年六千五百円につき三百円を加えた額
第七年から 第十年まで	毎年一万八千五百円につき九百円を加えた額

2～5 (略)

(実用新案登録無効審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録
無効審判を請求することができる。この場合において、二以上
の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することが
できる。

一～六 (略)

七 その実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録
請求の範囲又は図面の訂正が第十四条の二第二項から第四項
までの規定に違反してされたとき。

2～4 (略)

(審判請求書の補正)

第三十八条の二 (略)

2 審判長は、前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がそ
の要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を
不当に遅延させるおそれがないことが明らかなるものであり、か
つ、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは
、決定をもつて、当該補正を許可することができる。

一 第十四条の二第一項の訂正があり、その訂正により請求の
理由を補正する必要が生じたこと。

二 前号に掲げるもののほか当該補正に係る請求の理由を審判

第四年から 第六年まで	毎年一万五千円につき千四百円を加えた額
----------------	---------------------

2～5 (略)

(実用新案登録無効審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録
無効審判を請求することができる。この場合において、二以上
の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することが
できる。

一～六 (略)

2～4 (略)

(審判請求書の補正)

第三十八条の二 (略)

2 審判長は、前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がそ
の要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を
不当に遅延させるおそれがないことが明らかなるものであり、か
つ、当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載し
なかつたことにつき合理的な理由があると認めるときは、被請
求人が当該補正に同意した場合に限り、決定をもつて、当該補
正を許可することができる。

請求時の請求書に記載しなかつたことにつき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意したこと。

3・4 (略)

(答弁書の提出等)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 審判長は、第一項若しくは前項本文の答弁書を受理したとき、又は実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第十四条の二第一項若しくは第七項の訂正があつたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 (略)

5 審判長は、実用新案登録無効審判の請求があつた場合において、その請求後にその実用新案登録に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定による特許出願がされたときは、その旨を請求人及び参加人に通知しなければならない。

(審判の請求の取下げ)

第三十九条の二 審判の請求は、審決が確定するまでは、取り下げることができる。

2 審判の請求は、前条第一項の答弁書の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ、取り下げることができない。

3 審判の請求人が前条第五項の規定による通知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その通知を受けた日から三十日以内に限り、その審判の請求を取り下げることができる。

4 特許法第四条の規定は、前項に規定する期間に準用する。この場合において、同条中「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

5 審判の請求人がその責めに帰することができない理由により第三項に規定する期間内にその請求を取り下げることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過

3・4 (略)

(答弁書の提出等)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したとき、又は実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第十四条の二第一項の訂正があつたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 (略)

後六月以内にその請求を取り下げることができる。

6) 二以上の請求項に係る実用新案登録の二以上の請求項について実用新案登録無効審判を請求したときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第三百二十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第五百五十六条、第五百五十七条、第六百六十七条、第六百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十条の規定は、審判に準用する。

(訂正の特例)

第四十八条の十三の二 外国語実用新案登録出願に係る第十四条の二第一項の規定による訂正については、同条第三項中、「願書」に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(実用新案登録証の交付)

第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録又は第十四条の二第一項の訂正があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

2 (略)

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特例)

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第二項、第十四条の二第八項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第三項、第四十一条において準用する同法第二百二十五条、第四十一条

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第三百二十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十五条から第三百五十七条まで、第六百六十七条、第六百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十条の規定は、審判に準用する。

(実用新案登録証の交付)

第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

2 (略)

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特例)

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第三項、第十四条の二第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第三項、第四十一条において準用する同法第二百二十五条、第四十一条

において、若しくは第四十五条第一項において準用する同法第百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第百三十二条第一項、第四十四条、第四十五条第一項において準用する同法第百七十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項において準用する同法第百九十三条第二項第四号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(手数料)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項の規定、第三十二条第三項の規定若しくは第十四条の二第五項、第三十九条の二第四項、第四十五条第二項若しくは次条第五項において準用する同法第四条の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二・三 (略)

- 四 第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 4 (略)

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国又は第八項の規定若しくは他の法令の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」とい

において、若しくは第四十五条第一項において準用する同法第百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第百三十二条第一項、第四十四条、第四十五条第一項において準用する同法第百七十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項において準用する同法第百九十三条第二項第四号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(手数料)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項、第三十二条第三項若しくは第四十五条第二項において準用する同法第四条の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二・三 (略)

- 四 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 4 (略)

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国又は第十項の規定若しくは他の法令の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」とい

う。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

6 前二項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

7 (略)

8| (略)

(手数料の返還)

第五十四条の二 実用新案技術評価の請求があつた後に第十二条第七項の規定によりその請求がされなかつたものとみなされたときは、その請求人が前条第二項の規定により納付した実用新案技術評価の請求の手数料は、その者に返還する。

2| 第三十九条の二第三項又は第五項に規定する期間(同条第三項に規定する期間が同条第四項において準用する特許法第四条の規定により延長されたときは、その延長後の期間)内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられたときは、その請求人が前条第二項の規定により納付した審判の請求の手数料は、その者の請求により返還する。

3| 前項の規定による手数料の返還は、実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。

4| 実用新案登録無効審判の参加人が第三十九条第五項の規定による通知を受けた日から三十日以内にその参加の申請を取り下

う。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、

6 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

7 (略)

8| 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

9| 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

10| (略)

- げたときは、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手数料は、その者の請求により返還する。
- 5| 特許法第四条の規定は、前項に規定する期間に準用する。この場合において、同条中「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。
- 6| 実用新案登録無効審判の参加人がその責めに帰することができない理由により第四項に規定する期間内にその参加の申請を取り下げることができない場合において、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその申請を取り下げたときは、同項の規定にかかわらず、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手料は、その者の請求により返還する。
- 7| 第四項及び前項の規定による手数料の返還は、参加の申請が取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。
- 8| 実用新案登録無効審判の参加人がその参加の申請を取り下げない場合において、第四項又は第六項に規定する期間（第四項に規定する期間が第五項において準用する特許法第四条の規定により延長されたときは、その延長後の期間）内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられたときは、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手料は、その者の請求により返還する。ただし、第四十一条において準用する同法第四十八条第二項の規定により審判手続を続行したときは、この限りでない。
- 9| 前項の規定による手数料の返還は、実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた日から一年を経過した後は、請求することができない。
- 10| 過誤納の手料は、納付した者の請求により返還する。
- 11| 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

改 正 案

現

行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 電子情報処理組織による手続等（第三条 第十三条）
 第三章 予納（第十四条 第十六条）
 第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関
 第一節 登録情報処理機関（第十七条 第三十五条）
 第二節 登録調査機関（第三十六条 第三十九条）
 第五章 雑則（第四十条 第四十二条）
 第六章 罰則（第四十三条 第四十六条）
 附則

目次
 第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 電子情報処理組織による手続等（第三条 第十三条）
 第三章 予納（第十四条 第十六条）
 第四章 指定情報処理機関及び指定調査機関
 第一節 指定情報処理機関（第十七条 第三十五条）
 第二節 指定調査機関（第三十六条 第三十九条）
 第五章 雑則（第四十条 第四十二条）
 第六章 罰則（第四十三条 第四十五条）
 附則

（書面に記載された事項のファイルへの記録等）

第八条 特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて経済産業省令で定めるもの（以下「指定特定手続等」という。）が書面の提出により行われたときは、指定特定手続にあつては前条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

2 5 （略）

（登録情報処理機関）

第九条 特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む。）を、編集若しくはこれらに類する処理

（書面に記載された事項のファイルへの記録等）

第八条 特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて経済産業省令で定めるもの（以下この項及び次項において「指定特定手続等」という。）が書面の提出により行われたときは、指定特定手続にあつては前条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

2 5 （略）

（指定情報処理機関）

第九条 特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む。）を、

(以下「情報処理業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により登録情報処理機関に情報処理業務を行わせることとしたときは、当該情報処理業務を行わないものとする。

3 第一項の規定により、登録情報処理機関が第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「特許庁長官に対し」とあるのは、「登録情報処理機関に対し」とする。

(見込額の予納)

第十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による届出(以下「予納届」という。)をした者が同項の規定による予納又は次条第一項若しくは第二項の規定による申出をしない期間が継続して四年に達したときは、当該予納届は、その効力を失う。

4 (略)

(見込額からの納付等)

第十五条 特許庁長官は、前条第一項の規定により予納をした者(以下「予納者」という。)が、特許料等又は手数料の納付に際し経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者が予納した見込額(この項の規定による特許料等若しくは手数料の納付に充てた額の控除又は次項の規定による返還すべき額に相当する金額の加算があつたときは、当該控除又は加算をした後の額。以下この条において同じ。)から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該特許料等又は手数料の納付に充てる。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失つた後は、この限りでない。

2 特許庁長官は、前項の規定により特許料等又は手数料の納付をした者(以下「納付者」という。)が、特許等関係法令の規

編集若しくはこれらに類する処理(以下「情報処理業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 特許庁長官は、前項の指定をしたときは、当該指定情報処理機関が行う情報処理業務を行わないものとする。

3 第一項の規定により、指定情報処理機関が第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「特許庁長官に対し」とあるのは、「指定情報処理機関に対し」とする。

(見込額の予納)

第十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による届出(以下「予納届」という。)をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続して四年に達したときは、当該予納届は、その効力を失う。

4 (略)

(見込額からの納付等)

第十五条 特許庁長官は、前条第一項の規定により予納をした者(以下「予納者」という。)が、特許料等又は手数料の納付に際し経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者が予納した見込額から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該特許料等又は手数料の納付に充てる。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失つた後は、この限りでない。

定による当該特許料等又は手数料の返還の請求に際し、経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その納付者が予納した見込額に、返還すべき額に相当する金額を加算することをもって当該返還に代えるものとする。

3| 予納者が予納した見込額に残余があるときは、その残余の額は、当該予納者の請求により返還する。

4| (略)

(代理人への準用)

第十六条 前二条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納に準用する。この場合において、前条第一項中「予納をした者」とあるのは、「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者(以下「納付者」という。)(が」とあるのは、「納付をした者(以下「納付者」という。)が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と読み替えるものとする。

第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関

第一節 登録情報処理機関

(登録)

第十七条 第九条第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、情報処理業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の登録を受けることができない。

一 (略)

2| 予納された見込額から前項の規定により特許料等又は手数料の納付に充てた額を控除して残余があるときは、その残余の額は、当該予納者の請求により返還する。

3| (略)

(代理人への準用)

第十六条 前二条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納に準用する。この場合において、前条第一項中「予納をした者」とあるのは、「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と読み替えるものとする。

第四章 指定情報処理機関及び指定調査機関

第一節 指定情報処理機関

(指定)

第十七条 第九条第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、情報処理業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の指定を受けることができない。

一 (略)

- 二 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第十九条 特許庁長官は、第十七条の規定により登録の申請をした者(以下この条において「情報処理機関登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 電子計算機及び情報処理業務に必要なプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。第三十七条第一項第二号において同じ。)を有すること。

二 情報処理機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の子会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。)であること。

ロ 情報処理機関登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める同一の者の役員又は職員(過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

2| 第九条第一項の登録は、情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

- 二 第三十条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十六条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第十九条 特許庁長官は、第十七条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 情報処理業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 情報処理業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて情報処理業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて情報処理業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地

(登録の更新)

第十九条の二 第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

(情報処理業務の実施義務)

第二十条 登録情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その情報処理業務を行わなければならない。

(変更の届出)

第二十一条 登録情報処理機関は、その名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、特許庁長官に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十二条 登録情報処理機関は、情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 特許庁長官は、第一項の認可をした業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適當となつたと認めるときは、登録情報処理機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(情報処理業務の実施義務)

第二十条 指定情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その情報処理業務を行わなければならない。

(変更の届出)

第二十一条 指定情報処理機関は、その名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、特許庁長官に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十二条 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 特許庁長官は、第一項の認可をした業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適當となつたと認めるときは、指定情報処理機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十三条 登録情報処理機関は、特許庁長官の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2| 指定特定手続等を行った者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録情報処理機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(役員の選任及び解任)

(業務の休廃止)

第二十三条 指定情報処理機関は、特許庁長官の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第二十四条 指定情報処理機関は、毎事業年度開始前に(第九条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 指定情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、特許庁長官に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十五条 登録情報処理機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならぬ。

(秘密保持義務等)

第二十六条 登録情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 情報処理業務に従事する登録情報処理機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び立入検査)

第二十七条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(適合命令)

第二十八条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第十九条第一項各号に適合しなくなつたと認めるときは、その登録情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十五条 指定情報処理機関の役員を選任及び解任は、特許庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第二十六条 特許庁長官は、指定情報処理機関の役員が、特許等関係法令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定情報処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十七条 指定情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 情報処理業務に従事する指定情報処理機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び立入検査)

第二十八条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(適合命令等)

第二十九条 特許庁長官は、指定情報処理機関が第十九条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 特許庁長官は、前項に定めるもののほか、この法律を施行す

るため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(改善命令)

第二十九条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、その他情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十条 特許庁長官は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～三 (略)

四 第二十二條第三項又は前二條の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十一条 登録情報処理機関は、帳簿を備え、情報処理業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 (略)

(聴聞の方法の特例)

第三十二条 第三十条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

(特許庁長官による情報処理業務)

(指定の取消し等)

第三十条 特許庁長官は、指定情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～三 (略)

四 第二十二條第三項、第二十六條又は前條の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十一条 指定情報処理機関は、帳簿を備え、情報処理業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 (略)

(聴聞の方法の特例)

第三十二条 第二十六條又は第三十条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

(特許庁長官による情報処理業務)

第三十三条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により登録情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(公示)

第三十四条 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第九条第一項の登録をしたとき。
- 二・三 (略)
- 四 第三十条の規定により登録を取り消し、又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 (略)

第三十五条 この節に規定するもののほか、登録情報処理機関の行う情報処理業務に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 登録調査機関

(登録調査機関の登録等)

第三十六条 特許庁長官は、その登録を受けた者(以下「登録調

第三十三条 特許庁長官は、指定情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により指定情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が指定情報処理機関の指定を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(公示)

第三十四条 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第九条第一項の指定をしたとき。
- 二・三 (略)
- 四 第三十条の規定により指定を取り消し、又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 (略)

第三十五条 この節に規定するもののほか、指定情報処理機関の行う情報処理業務に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 指定調査機関

(指定調査機関の指定等)

第三十六条 特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより

「特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六條第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。

2 前項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

（登録の基準）

第三十七條 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であつて、科学技術に関する事務（研究を含む。）において同じ。）に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの。

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの。

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、特許出願の審査に必要な調査のうちその特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六條第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。

2 前項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

（指定の基準）

第三十七條 特許庁長官は、前条第二項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が調査業務を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

二 調査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 調査業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて調査業務が不公正になるおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて調査業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

二 電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること

三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

2] 前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が調査業務を行う区分

四 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地

（調査業務の実施義務等）

第三十八条 登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 登録調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一項第一号に規定する者（以下「調査業務実施者」という。）に実施させなければならない。

（準用）

第三十九条 第十八条、第十九条の二、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五号を除く。）及び第三十五条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第十八条中「特許等関係法令」とあるのは、「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第十九条の二第

（調査業務の実施義務等）

第三十八条 指定調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 指定調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一号に規定する者（以下「調査業務実施者」という。）に実施させなければならない。

（準用）

第三十九条 第十八条、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五号を除く。）及び第三十五条の規定は、指定調査機関に準用する。この場合において、第十八条中「特許等関係法令」とあるのは、「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第二十六条中「特許等関係法令

二項中「前三条」とあるのは「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条」と、第二十一条、第二十二條第一項及び第三項、第二十三條、第二十六條、第二十九條、第三十條、第三十一條第一項、第三十四條並びに第三十五條中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十四條第二項中「指定特定手続等を行った者」とあるのは「特許出願人」と、第二十五條中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十八條中「第十九條第一項各号」とあるのは「第三十七條第一項各号」と読み替えるものとする。

(手数料)

第四十條 (略)

2 前項の手数料は、登録情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める者の納めるものについては、当該登録情報処理機関の収入とする。

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。ただし、登録情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

4 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権、特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利(以下この項において「権利」という。)が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。ただし、登録情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

5 (略)

6 第一項の規定による手数料の納付は、登録情報処理機関に納める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、特許印

「とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律若しくはこれらの法律に基づく命令」と、第二十一条、第二十二條第一項及び第三項、第二十三條、第二十七條、第二十九條第二項、第三十條、第三十一條第一項、第三十四條並びに第三十五條中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十五條及び第二十六條中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十九條第一項中「第十九條第一号から第三号まで」とあるのは「第三十七條第一号から第四号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第四十條 (略)

2 前項の手数料は、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める者の納めるものについては、当該指定情報処理機関の収入とする。

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

4 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権、特許、実用新案登録若しくは意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利(以下この項において「権利」という。)が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の権利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

5 (略)

6 第一項の規定による手数料の納付は、指定情報処理機関に納める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、特許印

紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

7 (略)

第四十三条 第二十六条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十条(第三十九条において準用する場合を含む。)(の規定による情報処理業務又は調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理機関又は登録調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関又は登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十七条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)(の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 三 (略)

第四十六条 第二十四条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)(の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十四条第二項各号(第三十九条において準用する場合を含む。)(の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

7 (略)

第四十三条 第二十七条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十条(第三十九条において準用する場合を含む。)(の規定による情報処理業務又は調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の「」に該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十八条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)(の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 三 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第三条 第十三条）</p> <p>第三章 予納（第十四条 第十六条）</p> <p>第四章 登録情報処理機関等</p> <p>第一節 登録情報処理機関（第十七条 第三十五条）</p> <p>第二節 登録調査機関（第三十六条 第三十九条）</p> <p>第三節 特定登録調査機関（第三十九条の二 第三十九条の十一）</p> <p>第五章 雑則（第四十条 第四十二条）</p> <p>第六章 罰則（第四十三条 第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、特許出願その他の工業所有権に関する手続（以下単に「手続」という。）をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、第十三条第二項及び第三項においては、特許庁の使用に係る電子計算機と、同条第二項に規定する情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（電子情報処理組織による特定手続）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第三条 第十三条）</p> <p>第三章 予納（第十四条 第十六条）</p> <p>第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関</p> <p>第一節 登録情報処理機関（第十七条 第三十五条）</p> <p>第二節 登録調査機関（第三十六条 第三十九条）</p> <p>第五章 雑則（第四十条 第四十二条）</p> <p>第六章 罰則（第四十三条 第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、特許出願その他の工業所有権に関する手続（以下単に「手続」という。）をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（電子情報処理組織による特定手続）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁</p>

の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第五条第三項並びに第十三条第二項及び第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 (略)

(磁気ディスク等による公報の発行)

第十三条 特許法第九十三条の特許公報、実用新案法第五十三条の実用新案公報、意匠法第六十六条の意匠公報又は商標法第七十五条の商標公報（以下この条において「特許公報等」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスクをもって発行することができる。

2| 特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して送信し、これを当該情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によりすることができる。

3| 前項に規定する方法による特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項を特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に特許庁の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

第四章 登録情報処理機関等

第三節 特定登録調査機関

(先行技術調査業務)

第三十九条の二 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けて、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発

の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第五条第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 (略)

(磁気ディスクによる公報の発行)

第十三条 特許法第九十三条の特許公報、実用新案法第五十三条の実用新案公報、意匠法第六十六条の意匠公報又は商標法第七十五条の商標公報は、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスクをもって発行することができる。

第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関

明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であつて政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務（以下「先行技術調査業務」という。）を行うことができる。

（手数料の特例）

第三十九条の三 特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、前条の登録を受けた者（以下「特定登録調査機関」という。）が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減することができる。

（登録）

第三十九条の四 第三十九条の二の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、先行技術調査業務を行おうとする者の申請により行う。

（登録の基準）

第三十九条の五 特許庁長官は、前条の規定により登録の申請をした者がその申請に係る区分について登録調査機関の登録を受けている者であるときは、第三十九条の二の登録をしなければならない。この場合において、同条の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2) 第三十九条の二の登録は、特定登録調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分
- 四 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

(先行技術調査業務の実施義務等)

第三十九条の六 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その先行技術調査業務を行わなければならない。

2| 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者を実施させなければならない。

(先行技術調査業務規程)

第三十九条の七 特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関する規程(以下「先行技術調査業務規程」という。)を定め、先行技術調査業務の開始前に、特許庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

(業務の休廃止の届出)

第三十九条の八 特定登録調査機関は、先行技術調査業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第三十九条の九 特許庁長官は、特定登録調査機関が第三十九条の二の登録を受けた区分について第三十九条において準用する第三十条の規定により登録調査機関の登録を取り消されたときは、その第三十九条の二の登録を取り消さなければならない。

2| 特許庁長官は、特定登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その第三十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十九条の十一において準用する第十八条第三号に該当するに至ったとき。

三 第三十九条の十一において準用する第二十九条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三十九条の二の登録を受けたとき。

(公示)

第三十九条の十 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十九条の二の登録をしたとき。

二 第三十九条の八の規定又は次条において準用する第二十一条の規定による届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により第三十九条の二の登録を取り消し、又は同項の規定により先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(準用)

第三十九条の十一 第十八条(第一号を除く。)、第十九条の二、第二十一条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十二条及び第三十五条の規定は、特定登録調査機関について準用する。この場合において、第十八条第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十九条の四、第三十九条の五及び第三十九条の十一において準用する第十八条(第一号を除く。)」と、第二十一条、第二十九条、第三十一条第一項及び第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

第四十四条 第三十条(第三十九条において準用する場合を含む。)(の規定による情報処理業務若しくは調査業務の停止の命令又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理

第四十四条 第三十条(第三十九条において準用する場合を含む。)(の規定による情報処理業務又は調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理機関又は登録調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下

機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十七条第一項(第三十九条又は第三十九条の十一)において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第三十一条第一項(第三十九条又は第三十九条の十一)において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一条第二項(第三十九条又は第三十九条の十一)において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第三十九条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関又は登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十七条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第三十一条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一条第二項(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">独立行政法人工業所有権情報・研修館法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人工業所有権情報・研修館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人工業所有権情報・研修館とする。</p> <p>（情報・研修館の目的） 第三条 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。</p> <p>（特定独立行政法人） 第四条 情報・研修館は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所） 第五条 情報・研修館は、主たる事務所を東京都に置く。</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人工業所有権総合情報館法</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、独立行政法人工業所有権総合情報館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人工業所有権総合情報館とする。</p> <p>（情報館の目的） 第三条 独立行政法人工業所有権総合情報館（以下「情報館」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報等を収集し、及びこれらを閲覧させること等を行うことにより、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。</p> <p>（特定独立行政法人） 第四条 情報館は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所） 第五条 情報館は、主たる事務所を東京都に置く。</p>

(資本金)

第六条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、情報・研修館に出資することができる。

2 情報・研修館は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額を資本金とし、又はその出資額により資本金を増加するものとする。

(役員)

第七条 情報・研修館に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 情報・研修館に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して情報・研修館の業務を掌理する。

2・3 (略)

(業務の範囲)

第十条 情報・研修館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びびひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを観覧させ、又は観覧させること。

二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを観覧させること。

三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

(資本金)

第六条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、情報館に出資することができる。

2 情報館は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額を資本金とし、又はその出資額により資本金を増加するものとする。

(役員)

第七条 情報館に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 情報館に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して情報館の業務を掌理する。

2・3 (略)

(業務の範囲)

第十条 情報館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びびひな形を収集し、保管し、陳列し、及びこれらを観覧させ、又は観覧させること。

二 審査、審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、保管し、及びこれらを観覧させること。

五 (略)

六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。

八 (略)

(積立金の処分)

第十一条 情報・研修館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 情報・研修館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

(主務大臣等)

第十二条 情報・研修館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

三 (略)

四 工業所有権に関する情報の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 (略)

(積立金の処分)

第十一条 情報館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 (略)

3 情報館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 (略)

(主務大臣等)

第十二条 情報館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

第十三条 情報・研修館の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした情報・研修館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

第十三条 情報館の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした情報館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

改正案

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第三項の規定による納付金、特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）第一百七条第一項の規定による特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び同法第一百二十二条第二項の規定による割増特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び割増登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）、同法第一百七十五条第一項から第三項までの規定による手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する事務に係る手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）、第七条の規定による一般会計からの繰入金、第十一条第一項の規定による借入金、第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金、独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十号）第十一条第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、独立行政法人工業所有権情報・研修館への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

現行

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第三項の規定による納付金、特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）第一百七条第一項の規定による特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び同法第一百二十二条第二項の規定による割増特許料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）及び割増登録料（現金をもつて納付されたものに限る。）、同法第一百七十五条第一項から第三項までの規定による手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）その他工業所有権に関する事務に係る手数料（現金をもつて納付されたものに限る。）、第七条の規定による一般会計からの繰入金、第十一条第一項の規定による借入金、第十二条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金、独立行政法人工業所有権総合情報館法（平成十一年法律第二百一十号）第十一条第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、独立行政法人工業所有権総合情報館への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十二条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（附則第九条関係）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第二十五条 特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第六十号及び第六十二号に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（所掌事務） 第二十五条 特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第六十号、第六十二号及び第六十三号に掲げる事務をつかさどる。</p>